

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
(地方自治法第96条第2項の議決事件) 第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件_____は、_____ _____町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等_____が共に町民に対する責任を担いながら、_____町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資する計画等とし、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画に関すること。 (2) 前号に掲げる基本計画に基づき、町行政の各分野における__政策等_____の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び_____計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの__ ア 町民生活の安全、防災、交通、情報通信等に関する計画 イ 福祉、医療、介護、健康、環境等に関する計画 ウ 次世代育成、男女共同参画等に関する計画 エ 農林水産業、商工業__その他の産業の振興に関する計画	(地方自治法第96条第2項の議決事件) 第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第2項の規定に基づく議会の議決_____事件においては、次の各号に掲げるとおりとし、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等<u>執行機関</u>が共に町民に対する責任を担いながら、<u>計画的かつ</u>町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資する計画等と_____する。 (1) 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画に関すること。 (2) 前号に掲げる基本計画に基づ<u>く</u>、町行政の各分野における、<u>政策及び施策</u>の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び<u>それらの</u>計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの__ ア 町民生活の安全、防災、交通、情報通信等に関する計画 イ 福祉、医療、介護、健康、環境等に関する計画 ウ 次世代育成、男女共同参画等に関する計画 エ 農林水産業、商工業__その他の産業の振興に関する計画

オ 都市計画、住宅、上下水道等に関する計画 カ 教育等に関する計画 (3) 町が他団体と結ぶ提携____又は協定のうち、予算を伴うもの	オ 都市計画、住宅、上下水道等に関する計画 カ 教育等に関する計画 (3) 町が他団体と結ぶ提携<u>及び</u>又は協定のうち、予算を伴うもの
--	---